

## 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

【平成16年6月24日奈良市告示第338号】

改正 平成19年5月2日告示第277号

改正 平成23年4月8日告示第219号

### (目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 子育て関係団体・機関

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第3条 協議会に座長、及び副座長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明

又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 6 条 協議会の庶務は、子ども政策課において処理する。

( 委任 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、平成 1 6 年 6 月 2 4 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 3 年 4 月 8 日から施行する。